

(12).物資部

1. 備蓄物資の有り物調べを行う・・・(平常時に定期に実施する)

①備蓄物資表に基づき点検し、有り物調べの結果、期限切れや不足物資は補充する。(非常用発電機等の内燃機関機器は実際に稼働し確認する)

②有り物調べや補充後には、正確な備蓄物資表を掲示及び公開する。

2. 救護物資及び調達物資の管理・・・(避難所の開設中)

①救護物資の取り扱い

● 総務隊 ⇒ 統括部 ⇒ 物資部のルートで物資が届く。

● 物品、食料類の救護物資中、生鮮食料は直ちに食糧部へ届ける。

食料以外の救護物資は、全て物資部が管理を行う。(生肉・生魚は取り扱わない)

②物資の不足や必要性が生じた場合には、平常時には東三国地域活動

協議会へ、また避難所開設中には災害対策本部へ申請する。

場合には、必要物資名を記入した紙面を掲示し支援を求める。



3. 平常時及び避難所開設中に問わず、避難所備蓄物資は整理整頓を行い、“見える管理”に努める。



4. 避難所開設時の管理

- ① 備蓄物資及び救護物資内容を開示する。

- 避難者及び避難所に関わる全ての人(各隊・各部)が、現在どのような備蓄物資や物品(消耗品も含む)があるのか、また数量はどのくらいあるのか一目で判る様に表示する。
- 食糧以外の嗜好品などは、保管せず避難者に平等に早く分配する。この場合、避難者の意思確認も必要。

5. 各隊・各部への活動物資支援

- ① 物資払い出しと返却の管理を行う。(消耗品を除く)

物資利用の各隊・各部に責任をもって管理する様に伝える。

- ② 備蓄物資表を各部・各隊に配布する。

